

# 自己適合宣言書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター表示指導課試験所は  
次に掲げる試験が ISO/IEC 17025 の要求事項に適合していることを宣言します。

## 自己適合宣言の対象試験

食酢の酸度測定

### 試験を実施する組織の名称及びその所在地

(試験を実施する組織の名称) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本部：表示監視部 表示指導課試験所

横浜：横浜事務所 表示指導課試験所

札幌：札幌センター 表示指導課試験所

仙台：仙台センター 表示指導課試験所

名古屋：名古屋センター 表示指導課試験所

神戸：神戸センター 表示指導課試験所

福岡：福岡センター 表示指導課試験所

(試験を実施する組織の所在地) 本部：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

横浜：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

札幌：札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル

仙台：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎

名古屋：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館

神戸：神戸市中央区港島南町1-3-7

福岡：福岡市東区千早3-11-15

## 自己適合宣言者

(宣言者の名称) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

(宣言者の所在地) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

令和4年6月29日

トップマネジメント(表示監視部長)



この自己適合宣言の対象試験が適合している規格は、

ISO/IEC17025:2017-『General requirements for the competence of testing and calibration laboratories』

(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)です。

この適合宣言は、

ISO/IEC17050-1:2004(JISQ17050-1:2005)

適合性評価-『供給者適合宣言-第1部』:一般要求事項に基づき行っています。